



## 自転車の逆走(右側通行)は禁止



昨年12月1日付にて改正道路交通法が施行され自転車の走行ルール(一部)が改正されました。

自転車は今まで歩道のない道路を走行する時は左側・右側のどちらの路側帯(\*)も走行することが出来たのですが、この改正により、



自転車もクルマの進行方向と同じ左側の路側帯だけの走行に限定されました。よって、これに違反して右側の路側帯を走行した場合は「3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金」に処せられることになりました。今回の措置は「自転車は左側通行」という原則を徹底させる狙いと自転車同士や自動車との衝突事故を回避させることを目的に改正されたものです。(\*:路側帯とは、歩道がない道路のうち、道路の端に白線で隔てられた歩行者・自転車の通行スペースのこと)

## くすのき桑川五月会での寸劇公演



昨年12月18日の午後、桑川神社の社務所にて行われた「くすのき桑川五月会」の忘年会において、その開始に先立ち、私たちは「寸劇」による交通安全教室を開催する機会を頂きました。今回の「寸劇」は、昨年が指人形劇に

集中していたために約1年振りの公演であり、それに加え、一部役どころの変更等もあったため、入念な打



合せと何回ものリハーサルを重ねて本番当日を迎えました。お客様は、忘年会と言うこともあって50数名と多く、しかも、多くの方々が自転車に関心を示されており、私たちも不安と緊張感をもって臨みました。

ところが、第1幕から思いがけず、お客様から「笑い」が聞こえるなど、寸劇の展開に注目していることが伝わり、私たちもお客様との一体感を感じながら全3幕にわたる寸劇を無事演じ終えることが出来ました。

演じた後の質疑応答でも、私たちが寸劇で取り上げた「自転車のルールやマナー」の内容についても良くご存知で、12月1日改正の「自転車の逆走禁止」の報道についても既に承知している方もいて、自転車への関心の高さを感じました。



## 続く自転車事故の高額賠償

昨年8月に「ひまわりリング」(第007号)にて自転車事故の加害者に9500万円の高額賠償判決が下りたことを報告しましたが、それに続き、今年1月にも自転車事故に対する高額賠償判決が下されました。

去る1月28日、東京地裁にて自転車事故の加害者に4700万円の賠償判決が下されました。この事故は被害者の女性が青信号で交差点を横断中、



加害者の男性が乗ったスポーツタイプの自転車にはねられ、頭を打って5日後に死亡したという事故です。今回の判決は、自転車と歩行者との衝突事故が増えているなか、自転車側に加害者の意識が少ないことに警告を発する形で、自転車事故といえども自動車事故と同程度の高額賠償が認められた判決として注目されています。尚、この加害者は、この民事裁判とは別に刑事裁判でも起訴され「禁錮2年執行猶予3年」の刑が確定済みです。自転車利用者は、自転車も信号無視によって、人の命を奪う凶器にもなることを忘れずに、「自転車のルールとマナー」を守った安全走行を心掛けて欲しいものです。

## 交通安全のチラシ配り



私たちは、毎月の「交通安全の日」の活動として、昨年12月10日(火)葛西臨海公園前歩道橋、今年1月10日(金)葛西駅前周辺、2月10日(月)西葛西駅前周辺にて、葛西警察署と一緒に自転車の「交通安全のチラシ配り」を行いました。



ひまわりリング連絡先:



090-6149-2808(中山) 090-6030-7334(堀田)